

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年11月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県選挙管理委員会規則第2号

鳥取県選挙管理委員会規程の一部を改正する規則

鳥取県選挙管理委員会規程（昭和26年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>（職員の身分取扱い） 第19条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、選挙の執行に伴って職員</u> <u>の併任及び当該併任の解除を行う場合の任免の発</u> <u>令は、口頭又は電磁的方法（電子情報処理組織を使</u> <u>用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算</u> <u>機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電</u> <u>気通信回線を通じて送信することにより行うものを</u> <u>いう。）による伝達をもって行うことができる。</u></p>	<p>（職員の身分取扱い） 第19条 略</p>

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。